

函館市監査公表第43号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年9月28日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

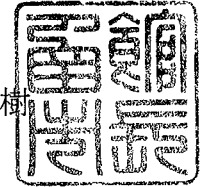


函 教 管

平成30年9月7日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について  
平成30年3月29日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、  
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第  
252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
教育委員会 生涯学習 部 施設課	空地問題の個別考察  昭和小学校教職員住宅跡地について、土地の境界問題を解決しようと関係者へ連絡をとっているとのことだが、空地になってから12年も経過し現在もそのままとなっている。仮に民間が所有していたとしたら、1,297㎡もの土地を更地で放置したまま固定資産税を毎年払い続け、雑草除去等の管理もするという考えられない事態である。解決に向けた実効性のある措置をとるべきである。	25	本件土地については、境界確定のため測量を実施したが、地積更正登記に必要となる隣接地所有者の承認が得られていない状況にあります。これまでも当該所有者と協議をしているところであるが、今後も引き続き承認が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置  
 (特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
教育委員 会 生涯学習 部 施設課	<p>空地問題の個別考察</p> <p>昭和小学校教職員住宅跡地について、音信不通の地権者への連絡に努めるなか、他の手法も検討するとしているが、筆界に問題があるのであれば、筆界特定制度、筆界確定訴訟があり、また、所有権界に問題があるのであれば、民事調停、所有権確認訴訟といった、国の紛争解決制度がある。これらの制度を活用して早期に解決を図り、利用目的がないのであれば売却すべきである。</p>	26	<p>本件土地については、境界確定のため測量を実施したが、地積更正登記に必要となる隣接地所有者の承認が得られていない状況にあります。これまでも当該所有者と協議をしているところであるが、今後も引き続き承認が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置  
 (特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

3 提言

監査対象部局等	提言の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会 学校教育部 教育政策推進室 学校再編・地域連携課	<p>空家問題解消に向けた検討補助金に関する提言</p> <p>小中学校の統廃合は街のスポンジ化を進行させる場合もあるので、分校などの小規模校も視野に入れながら、学校を残して地区の中核的施設として活用することも考えていくべきではないか。</p>	81	<p>本市においては、少子化に伴い小中学校の小規模化が進み、クラス替えができないことや学校規模の縮小に伴う教職員定数の減により教員が専門外の教科の指導をせざるを得ないことなど、様々な教育課題を抱えており、望ましい学校規模の確保が求められております。そのため、分校などの小規模校として学校を存続させることは難しいものと考えております。</p> <p>また、スクールバスについては、現在一部の地域で運行しており、部活動や学校行事等の変則的な登下校時間に合わせた柔軟な運行を行っておりますが、新規導入については、学校再編に伴い遠距離通学となる場合に検討することとしており、その他の用途としての運行は考えておりません。</p>
教育委員会 学校教育部 教育政策推進室 学校再編・地域連携課	<p>空家問題に関する提言                      学校の統廃合について</p> <p>人が移転する重要な要因として、学校が近いかどうかという点あげられる。スクールバスの充実や、分校などの小規模校として残すことなどが考えられる。</p>	93	

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置  
 (特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

## 3 提言

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
教育委員会 学校教育 部 教育指導 課	<p>空家問題に関する提言 函館の歴史教育について</p> <p>郷土愛をもって生きるために歴史教育は重要な意味をもつ。教室で歴史を教えるだけでなく、現場で教育することをカリキュラムの一環に取り入れるべきである。</p>	93	<p>子どもたちが自分たちの住む函館のまちの知識や理解を深め、地域社会の一員として郷土を愛する心を育むことは人間形成を図る上でも重要であるものと考えており、これまでも、市立学校におきましては函館の歴史について、発達の段階に応じた、体験的な学習が行われております。</p> <p>小学校中学年の社会科では、副読本「わたしたちの函館」を活用して、函館の歴史などについて学習し、小学校高学年や中学校の総合的な学習の時間などにおきましては、西部地区などの歴史的建造物の見学や調査、発表等の学習を行っているほか、市立函館高校では、1学年の総合的な学習の時間におきまして、実際に現地を訪れ、函館のもつ歴史や風土、特質を知り、郷土函館について理解を深める「函館学」に取り組んでおります。</p> <p>また、函館TOM向上推進事業で作成される意識啓発映像につきましては、函館の歴史や魅力、現状などへの理解が深まるような小学生向けの内容を予定しており、発達の段階や学習内容に応じた教科等への活用に向けて協議を進めております。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も、郷土を愛する子どもの育成の充実に取り組んでまいります。</p>